

自然観察インストラクター事業実施要領

長野県環境部自然保護課

(平成29年(2017年)3月31日改正)

第1 目的

県民が自然に親しみ、学習する多様な機会を提供するため、自然に関する知識を有し、自然解説を行うことのできる者を「自然観察インストラクター」(以下「インストラクター」という。)として登録し、県内の自然解説団体とともに学校等に情報提供することにより、自然環境の保全に係る理解の促進を図る。

第2 登録

インストラクターの登録は次の各号によるものとする。

(1) 登録の要件

次に掲げる分野等の自然に関する知識を有し、自然観察会等において自然解説を行うことができる者で、長野県内に居住している者とする。

ア 植物 イ 鳥類 ウ 哺乳類 エ 昆虫 オ 魚類 カ 天文 キ 地形・地質 ク その他

(2) 登録手続

登録を希望する者は、自然観察インストラクター登録申込書(様式第1号 以下「登録申込書」という。)を長野県自然保護課(以下「自然保護課」という。)へ提出するものとする。

(3) 登録者名簿の作成

自然保護課は、登録申込書を登録台帳として整理保管するとともに、登録申込書に基づき登録者名簿を作成する。

(4) 登録証の発行

自然保護課は、登録者に、自然観察インストラクター登録証(様式第2号)を発行する。

(5) 登録の更新

登録は、3年ごとに更新する。

なお、更新時は、県からの通知により継続の意思確認を行い、辞退の申出がなければ自動更新とする。

(6) 登録の変更

登録申込書の記載内容に変更が生じた場合は、登録者はすみやかに自然保護課へ連絡するものとする。

(7) 登録の削除

自然保護課は、次に掲げる場合に登録を削除することができる。

① 本人からインストラクターを辞退する旨の申し出があった場合

② 自然保護課からの通知文が到達しない状況にある等登録内容に変更があったにも関わらず、第6号の規定による連絡をしなかった場合

③ インストラクターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(8) 登録証の返却

インストラクターは、第7号の規定により登録を削除された場合は、登録証をすみやかに自然保護課に返却するものとする。

第3 団体一覧

団体一覧表は次の各号により作成するものとする。

(1) 掲載の要件

長野県内において自然解説を継続的に行っている主な団体のうち、一覧表への掲載の意思について、書面若しくは別の方法により自然保護課にて確認を得た団体のみとする。

(2) 一覧表の作成

自然保護課は、前号に基づき一覧表を作成する。

(3) 一覧表の見直し

インストラクターの更新に合わせ、3年ごとに見直しを行う。

(4) 内容の変更

団体一覧表の掲載内容に変更が生じた場合は、該当団体等はすみやかに自然保護課へ連絡するものとする。

第4 情報提供

自然保護課は、第2(3)及び第3(2)により作成した登録者名簿及び団体一覧表（以下「名簿等」という。）を、インストラクター及び自然解説団体（以下「インストラクター等」という。）を活用する以下の関係機関に配付するとともに、掲載に同意を得た者及び団体を県公式ホームページに掲載して周知を図る。

関係機関

県地域振興局、県自然保護センター、県教育委員会、県教育事務所、高等学校、特別支援学校
市町村、市町村教育委員会、市町村学校組合教育委員会、小中学校、中等教育学校、青年の家、少年自然の家、山岳総合センター、県環境保全研究所 等

第5 依頼

小学校、中学校、高等学校、支援学校、幼稚園、保育園、保育所、公民館、こどもエコクラブ、その他自然観察会、野外学習等を実施する事業主体（以下「事業主体等」という。）は、名簿等に基づき、直接、インストラクター等に自然解説を依頼するものとする。

2 自然解説の依頼の際に経費が生じる場合は、事業主体等が負担するものとする。

第6 報告

インストラクターの活動状況の把握と事業の改善等を図るため、インストラクターは、自らが行った自然解説等の状況を、活動報告書（様式第3号）により、翌年度の4月末までに、自然保護課に報告するものとする。

なお、当該要領に明記するインストラクターとしての活動ではないと自身が判断した活動については、報告は不要とする。

第7 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。